



# 障害者差別解消法が変わります!

## 令和6年4月1日から 事業者による合理的配慮の 提供が義務化されます!



令和3年に障害者差別解消法が改正され  
事業者による合理的配慮の提供が義務化されました

### [ 改正後 ]

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ <b>義務</b>

### [ 事例 ]

	事 例
不当な差別的取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。</li> <li>・ 車いすを利用していることを理由に入店を断る。</li> <li>・ スポーツクラブなどで障害があることを理由に入会を断る。</li> </ul>
合理的配慮の提供 ※過重な負担のない範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段差がある場合にスロープなどを使って補助する。</li> <li>・ 太いペンで大きな文字を書いて筆談を行う。</li> <li>・ 書き写す代わりにスマートフォンなどでホワイトボードを撮影できるようにする。</li> </ul>

※内閣府の公表資料から引用